



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

外ヶ浜町長 山崎 結子



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
中小国地区（中小国）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 17 日

3. 地域の人と農地の現状

中小国地区では、地域の中心となる経営体として認定農業者 1 名と認定農業者で農事組合法人「中小国ファーム」及び「ファクトリー下小国」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。

また、農地について平成 11 年度着手のほ場整備事業により区画整理された農地(69.9ha)を始めとし、農地所有者や離農希望者の把握に努め、農地中間管理機構を活用した農地の集積を促進している。

4. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
2 法人、1 個人

5. 4 から見た地域における中心経営体の確保状況
中心経営体はいるが十分ではない

6. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者及び農業リタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

- 中小国地区の農地利用は、「2. 今後の地域の中心となる経営体」に記載の組織、個人が中心となって担っていく。
- 収益の確保や生産経費の削減等の経営改善に取り組み、経営の安定化を図る。
- 大型機械の導入により、大区画ほ場における作業の効率化を図るとともに、余剰労働力を活用した高収益作物の取組拡大により収益の向上を図る。
- 担い手への農地集積により集落ぐるみの農業生産体制の維持を図るとともに、雇用等による担い手の育成・確保に取り組む。
- 他集落や関係団体等と連携し、需要に応じた農産物の生産や加工商品の開発・販売、地産地消の推進を通して地域の活性化を図る。